平成２３年（フ）第３４０１号
東京都品川区八潮５丁目８―47―201
債務者　渡久地　瞳（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４０２号
東京都荒川区南千住３丁目41―５―906
債務者　山下　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４０３号
東京都品川区戸越３丁目９―22―703
債務者　久次　智子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４０６号
東京都杉並区西荻北２丁目36―21―205
債務者　日根埜谷豊子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４０８号
東京都練馬区旭町２丁目２―19―202
債務者　山口さや香
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４１４号
東京都品川区中延２丁目５―６
債務者　沖田　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４１６号
東京都大田区東矢口２丁目11―６―102
債務者　中塚　律子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２３号
千葉県野田市次木313―６
債務者　野平　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２４号
東京都足立区千住元町34―４―1102
債務者　長谷川真由美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２８号
埼玉県川口市芝下３丁目32―57―201
債務者　渡邉　太一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４３６号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目29―８
債務者　瀧口　尚
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４３７号
東京都渋谷区笹塚２丁目１―10―702
債務者　藍澤　忍
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４５０号
東京都西東京市富士町６丁目６―17―302
債務者　坂井　恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４６５号
東京都練馬区東大泉６丁目８―11―202
債務者　佐藤　秀治
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７０号
埼玉県八潮市大字木曽根1533―７
債務者　稲葉美津枝
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７１号
東京都江戸川区松江１丁目18―12―201
債務者　南雲　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部